資料⑨

中核市議会等における弁護士との契約事例

１　調査の概要と配置状況

・令和４年３月那覇市議会「議会事務局内弁護士について」調査集計結果（修正版）を基に作成。相談件数は平成 30 年～令和２年度の実績。現在の状況は未確認。
・議会側の立場で相談できる弁護士を置いているのは、政令市３市と四日市市の計４市で、中核市には議会専属の例はない。
・「いる」には、執行機関の弁護士が議会事務局の相談にも応じる「兼務」を含む。

区分	回答市数	いる	過去にいた	いない
中核市	60（寝屋川市は無回答）	1（高崎市※兼務）	1（青森市）	58（奈良市を含む）
政令指定都市	19（堺市は無回答）	3（大阪市・岡山市・熊本市　いずれも議会専属）	0	16
その他	1	1（四日市市　議会専属）	―	―

２　各市の状況

市	位置づけ・経緯	契約・報酬	主な相談内容	相談件数 (R2/R1/H30)	議員の直接相談
高崎市	執行機関の弁護士が兼務（議会との兼務という位置づけではなく、市職員なら相談できる）。平成７年度以降契約、経緯の詳細は不明	個人と顧問契約（１人）、１年、年 198 万円（毎月払）。令和２年度に臨時職員の採用から契約に変更	法令・条例の解釈、傍聴、議会図書室の市民利用	3／0／1	不可（職員の相談用で、議員からの相談は想定していない）
大阪市	議会と長が対立した場合でも、市のリーガルサポーター以外のリーガルチェックを迅速に受けられるよう、平成 26 年度に設置	弁護士会推薦の３人と委託契約、１年、１時間１万円（都度払）	職員が自治法・地公法等の職務上の法制上の疑義を相談	1／3／0	不可
岡山市	平成 29 年４月から契約	毎年同じ弁護士（１人）と随意契約で顧問契約、１年、年 39.6 万円（半年払）	政務活動費、議会活動全般の法律相談、法律事項に係る意見書の作成	記載なし	不可
熊本市	執行機関の顧問弁護士では立場の違いから回答が難しい事案があり、平成 26 年３月の議運で設置を決定。相談者が執行部か議会局かで役割を分担	特別職職員として採用	法令・条例の解釈、法的な指導・助言	8／1／5	不可（原則は議会局職員が相談。複雑な事案で議長が認めれば議員の同席可）
四日市市	2001 年設置の 100 条調査委員会で法的アドバイザー業務を委託したことを契機に、その後も議会運営上の法的な疑義について助言を受けるため規程を整備	市内に居住または事務所を有し、議会運営に理解のある弁護士から選任（１人）。個人と顧問契約、毎年４月１日から１年、年 25 万円（半年払）	議員提出議案、政務活動費、法令・条例の解釈、傍聴、情報公開	2／3／2	不可

・中核市で議会事務局内弁護士の配置に関する回答で、唯一「いる」と回答していのが高崎市であったが、市長部局の顧問弁護士に議会事務局が職員として相談できるものであり、議会専属に配置されたものではない
・政令指定都市の３市（大阪市、岡山市、熊本市）は議会専属。大阪市・熊本市は「執行機関の弁護士では議会の立場の助言が得にくい」ことを設置理由に挙げている
・四日市市は 100 条委員会での委託を契機に規程を整備。業務は議会運営上の法律相談と、議会が当事者の争訟の弁護等に限定

３　作業部会で上がった論点に照らしたポイント

・**相談の方法**：回答のあった５市とも議員からの直接相談は不可で、議会事務局職員を通して相談する（熊本市は議長が認めれば議員の同席可）
・**活用の頻度**：回答のあった５市のうち、相談件数は年０～８件
・**活用の範囲**：法令・条例の解釈、議員提出議案、政務活動費、傍聴や情報公開といった議会運営上の法律相談、議会が当事者となる争訟の弁護など
・**年間費用**　：年 25 万円（四日市市）～年 198 万円（高崎市）。大阪市は１時間１万円の都度払い、特別職職員として採用（熊本市）
・**設置の契機**：100 条委員会への対応（四日市市）、執行機関の弁護士では議会の立場の助言が得にくいこと（大阪市・熊本市）